

調書(決定)

事件の表示 平成 17 年(行ツ) 第 84 号
平成 17 年(行ヒ) 第 87 号
決定日 平成 18 年 8 月 30 日
裁判所 最高裁判所第二小法廷
当事者等 別紙当事者目録記載のとおり
原判決の表示 東京高等裁判所平成 16 年(行コ)第 182 号(平成 16 年 12 月 8 日判決)

裁判官全員一致の意見で, 別紙のとおり決定。

平成 18 年 8 月 30 日
最高裁判所第二小法廷

当事者目録

上告人兼申立人 西日本旅客鉄道株式会社
被上告人兼相手方 中央労働委員会
同補助参加人 ジェーアール西日本労働組合
同補助参加人 ジェーアール西日本労働組合広島地方本部

(別紙)

第 1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 本件を上告審として受理しない。
- 3 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

第 2 理由

1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは, 民訴法 312 条 1 項又は 2 項所定の場合に限られるところ, 本件上告理由は, 理由の不備・食違いをいうが, その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって, 明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば, 本件は, 民訴法 318 条 1 項により受理すべきものとは認められない。